

リヴァイアサンの子供達

— 福祉法と刑罰制裁に関する精神分析的考察 —

バーナード L. ダイヤモンド
訳 中 村 秀 次

【訳者解説】

本文は、以下のものを和訳したものである。

Bernard L. Diamond, "The Children of Leviathan: Psychoanalytic Speculations Concerning Welfare Law and Punitive Sanctions." 54 Calif. L. Rev., 357~369 (1966).

ダイヤモンド博士は、当時カリフォルニア大学において、法と精神医学に関する諸問題に関心を有し、精神分析医として活動しつつ、啓発的な諸論稿を発表していた。私は、そのころから、研究題目の一つとして、刑事精神鑑定と責任能力の基準に関する問題に取り組んでいたことから、博士の研究に注意を引かれていた。今回の社会情勢と当時のアメリカの社会状況との比較対照の興味と意義に思いを及ぼしつつ、ここにその思索の一環を訳出し、参考に供したいと思う。何よりも、個人的研究意図からは、精神分析の方法論が世人の刑法観の探求にとってどのように関連づけて役立てられるかどうか、ということに関心がある。なお、便宜上、注は原文のまま本文中に挿入した。また、訳の適正さを期するために一部の語句について括弧内に原文を付記した。

【原著本文】

1651年に出版された、ホッブスのリヴァイアサン初版に彫り込まれた表題紙には、国家は、田舎へと次第に迫りつつある巨人として描かれている。親しく吟味すれば、この巨人は、多数の人間の集合体であるように思われるかもしれない。しかし、総じてリヴァイアサンは単に微小な人間成分の巨大な模写に外ならない。

国家のような政治的実体を、あるいは、法のような社会制度を、擬人化しようという誘惑は極めて大きいものがある。もしもそのような社会的機関が個人の巨大な模写にすぎないとすれば、その構造と機能については、おびただしい推論と演繹が行われうるであろう。人間生物学の自然法則が自動的に適用され、人間の一生の道筋を予測するのと同じ規則に従って、歴史の中で社会制度のたどる道筋が予測されることであろう。こうして、政府、社会諸制度、実に文化全体は、個々

【翻訳】

の有機体にとって運命的に定められているのと同じの不可避的な連鎖で、自律的な生物学的展開、すなわち、出生、少年期、成熟期、老年期、そして、死と解体を経ることになるであろう。

基本的に、形態と構造における擬人化法の誘引に屈したならば、次の段階、すなわち、個々の創造物である人間と社会集団との間の病理の同一性という仮定へと進むことは、極めて容易なことである。医学、殊に精神医学は、そのような擬人化法に対して語彙を供給することに関して熟練している。我々は、「病的な」経済とか「健康な」経済とかについて能弁に語る。すなわち、統合失調症は自我の断片化と内的分離によって特徴づけられた心の疾患であるために、自らに反して分割された国家は「統合失調的」である、と。国家の外交政策の複雑な策謀行為は、社会的に適正に調整されていない二人の青年の間の闘争に相応する用語によって記述される。そのような擬人化法が、若干の学者ならびに政治家を含む人々によって、単なる暗喩および類推としての認識を越えて、社会的、文化的構造の理解、評価、予測、そして、操作のための基礎として、至る所で使用されていることは、悲しむべき事実である。

精神分析学派は、他の精神医学諸学派より以上に、その社会的実体への潜在的適用可能性において、特に魅惑的である。精神分析学は、およそ人間の心理的諸力のうちで最も根本的なもの、すなわち、性と攻撃性、愛と憎しみに関心をもっている。精神分析学は、これらの深い人間的衝動の起源、生成と発達、そして、その究極的表現に関心を集中している。性と攻撃性とは、その成熟した形態で自らを現す前に、信じられないほど様々な系列の変異をたどる内的な生物学的諸力として考えられる。精神の内と外との双方の有害な影響力は、これらの生物学的衝動力の発展と浮沈に波及する。もしも有害な影響力が克服されないならば、その結果として精神病理学上の現象が生ずる。結果として生ずる精神病理学的状態は、その病理的衝動と自我の防御との動力学的交互作用の結果として説明される。要するに、精神動力学的機構は、心的疾患の出現を説明し、記述するものであり、これらと同じ機構がまた、精神分析療法の技法を通じて、救済過程のための説明手段を提供することになる。

精神分析的理論及び診療的知識を社会的諸問題に対して適用しようとする多くの企てが存在してきた。最も有名なものは、もちろん、1929年の初版になるフロイトの論稿『文明と不安』(Civilization and Its Discontents)である。フロイトは、むしろ偶然に、個人の本能的満足に対する文化的、社会的組織に固有の対立項に関して、多くの明らかに思弁的な観念を提示している。その論稿を通じて、フロイトは、社会の発達並びにその病理と、個人のそれとの間に独自の類推を及ぼすことにおいて、自由奔放とでもいうほどに擬人化法を用いている。彼は、「我々は、…文化の発展を、成熟へ向かっての個人の正常な成長と比較できる特殊過程として認識してきた…」と述べている。(Freud, Civilization and Its Discontents 64 (Riviere transl. 1930).) さらに、「文化的発展の過程と個人的発達の道筋との間の類推は、重要な点において、なお敷衍されるであろう。」と。(Id. at 136.) また、続けて言っている。「別の共通点は、恰度個人の超自我のように、

文化的超自我は、高い理想と標準を構築するという事、そして、それらを満たすことにしくじること、良心の不安を以て双方によって罰せられるということ、である。」(Id. at 137.) 最後に、フロイトは、その社会的診断を以て結論を下している。「もしも文明の発達、個人の発達とどのように広範に類似性を有するとするならば、また、もしも両者に同一の方法が適用されるとするならば、文明の多くの制度は、恐らく人間性の全体でさえも、文明化の傾向の圧力の下で『神経症』的となった、という診断が正当化されないであろうか。」(Id. at 141.)

フロイトの論稿は、穏当且つ非独断的であったものの、直ちに容赦ない論争的となった。精神分析家にとって、社会学へのフロイトの遊行は、あたかも全文化が分析家の病床に横たわる個々の患者にすぎないものであるかのように、分析医には社会を悩ますすべての事柄を診断すべき無制限の資格がある、ということに同意を与えるようなものであった。批判者たちにとっては、「領有」本能のような動物の社会的発達に関連した他の生物学的反応が存在しているという発見や、あるいは、攻撃性は、フロイトの仮定したようにあらゆる生き物にとって必ずしも生物学的に生来のものではない、という豊富な証拠は、すべての精神分析的理論および方法に対する攻撃のための強力な根拠を提供した。

フロイトの本を極めて奇矯なものみなすことの一つの行き過ぎた結果は、ソヴィエト・ロシアの精神医学からすべての精神分析の理論と実務を全体として駆逐する、ということであった。フロイトは、ユートピア・マルクス主義社会でさえ、その私有財産の揚棄と共に世界から攻撃性と個人的不幸のあらゆる問題を排除するだろうとは期待しない、といういささかの悲観的予測を表明した。(Id. at 88-91.) そのような見地は、精神分析に反マルクス主義としての烙印を押させるに十分であったし、また、心理学的知識のすべての訓練を文明化された世界の主要部門から排除させるに十分であった。

これに引き続いて起こった苦々しい衝突に関心を抱いたすべてのものが、フロイトの警告に十分な注意を払わなかったことは、不幸なことである。フロイトは、声を強めて警告している。すなわち、結局、我々はアナロジーを取り扱っているにすぎないということ。また、それらが始まった部位から成熟した部位を引き離すことは、単に人間を取り扱う場合だけでなく、概念を取り扱う場合にも危険である、ということをおぼろげに忘れるべきではなく、極めて注意深くあるべきであるということ。さらに、集団神経症の診断は、特別の困難さに直面するであろうこと。個人の神経症にあっては、我々は、出発点として、患者と我々が「正常である」と仮定するその環境との間で、我々に提示された対照関係の知見を用いることができる。このような背景は、およそ同様に影響を被っている社会に対しては活用できないであろう。それは何らかの他の方法で供給されねばならないであろう。そして、およそ我々の知識を治療方法として適用することに関しては、社会に治療を受けるよう強制するべき権力をもつものは誰もいない以上、社会神経症の最も鋭い分析の使用とは何であろうか、と。(Id. at 141-142.)

【翻訳】

社会諸制度が単純に集団の強迫神経症であると診断されるのは、適当であるはずはないし、精神分析的洞察が望ましい社会変化をもたらすであろうと期待することも、合理的であるはずがない。それにもかかわらず、私は、精神分析的方法論の一定の局面、すなわち、人間の問題を洞察し、探求する一定の方法は、社会的諸問題を理解するにあたって、最も実り多い適用性をもつものとする。我々は類推を取り扱っているにすぎないのだ、というフロイトの警告を十分に自覚しつつ、私は、一定の精神医学的推論方法を、この議論に含まれた諸問題のいくつかに適用しよう。

最近、テンブレイクは、家族法に関するカリフォルニアの二重制度について、徹底的且つ学問的な分析成果を発表した。(tenBroek, "California's Dual System of Family Law: Its Origin, Development, and Present Status (Pts.1-3)." 16 Stan. L.Rev. 257, 900; 17 Stan. L.Rev. 614 (1964-1965).) テンブレイクは、今日の矛盾して一貫しない刑罰的な差別的福祉法の起源をたどって、1601年のエリザベス救貧法にそれを求めている。(43 Eliz. 1, c. 2 (1601).) 彼は、刑事裁判と貧困者に対する福祉救済との間の緊密な関係を十分に記述している。社会が行政組織を通じて福祉救済を提供するという責務を担うことになった際に、その福祉救済が、通例のこととして、高度に差別的な性格をもつ刑罰制裁を以てどのように達成されることになったか、ということを経彼は詳細に記述している。こうして、今日、現代社会は、その右手で貧困者と依存者の惨めな状態を救済し、その左手では、そのような福祉救済の提供を条件として、刑事罰その他の刑事制裁を科することを通じて、その安全を奪い去る。貧困者に向けられたこの矛盾相反的態度は、どのように説明することができるのか。社会道徳のこの怪奇な矛盾はおよそどのように説明できるのか。テンブレイクの説明は単純且つ明快である。すなわち、「今日、カリフォルニアにおいては、エリザベス朝イングランドにおけると同じように、貧困者の家族法は、その特定の内容ならびに特殊性格を救貧法体系の中心的概念、貧困者の監護と支援のための公共的事項という概念から引き出している。勘定を支払う者は、賦与の目的に関連しようがしまいが、条件を付すことができ、また、ほとんど常にそうしている…。こうして、第一歩が踏み出されるわけであるが、根本動機は会計的、経済的なものである。公共の基金を最大限可能な程度まで保存することは、最初の約定と一致することになる。この根本的動機は、時とともに刑罰的なもの、道徳的なもの、政治的なものによって増長させられてきたし、また、人間的なもの、社会更生的なものによって制約されてきたのであるが、一般的には貧困者の法の、特殊的には貧困者の家族法の性格を形作り、その構造を固定化するに当たって決定的でありつづけた。」(tenbroek, "California's Dual System of Family Law: Its Origin, Development, and Present Status," 17 Stan. L. Rev. 614, 676-677. (1965).)

精神分析家として、私は、貧困者と依存者に向けられた敵意のこもった矛盾相反する社会的諸徴候の背後にある基本的な動力学的な力として、テンブレイクのいう経済的動機を受け入れるのには困難を覚える。私は、金銭をめぐる関心だけが、テンブレイクの言葉によれば、「カリフォル

ニア市民たちに、救済及び社会更生と同様に、刑罰的で、抑圧的、差別的、排他的目標を以て」福祉を連想させることができると信ずることは難しい、と思う。(Id. at 680.) この現象を説明するには、それより以上のものが要求される。というのは、テンブレイクも言うように、「貧困の問題が根本的に警察権力の下で取り扱われるとき、貧困は疾患、不道徳、及び障害と同等視されることになる」からであり、「実に歴史的にこれらは不可分な状態であった」からである。(Ibid.)

精神分析家は、自らが神経症の徴候を分析しようと試みる時、神経症についての精神分析理論にとって基本的な一定の仮定を役立てて、明確な推論の連鎖に従うものである。すなわち、(1) たとえその神経症の徴候が一見明らかに不合理であろうと、また、見たところ領解できるような目的を欠いているとしても、その徴候は、意味付けと目的をもっている、ということを彼は仮定する。たとえどのように矛盾し混乱し、逆説的であり、一貫性を欠いていようと、その徴候は、その発達途上における幼児期の衝突事態に対する原緒的で、象徴的で、常に有意味な関係を担う、ということを仮定する。(2) その徴候は、苦痛と苦悩をもたらすにもかかわらず、患者にとって特殊の利益を享受させるということ、いいかえれば、人格の心的経済というべきものによって見れば、その徴候は正味の儲けを計上する、ということを仮定する。(3) その徴候から引き出される患者に対する恩恵ないし儲けは、二つの秩序をもつということ。すなわち、第二次的獲得物は意識的なものであり、あるいは、容易に意識に上らされうるものであり、徴候に対する表層的な動機である。そして、第一次の利得はもっと深いところにあり、幼児期における無意識的且つ抑圧された動機である、ということを仮定する。(4) 第一次の利得の故に、第二次的利得が滅殺されたときでさえ、患者に徴候を断念することを抗拒させる徴候の形成の中にエネルギーの補充がある、ということを仮定する。

もしも、個人の神経症の徴候の理解のために上に記述したところのものを福祉の分野に類推的に使用して、あたかもそこにおける諸徴候が社会神経症の徴候であるかのように、今日の福祉の法を分析するならば、人は直ちに何らかの思弁的な推論を為すことができるであろう。もちろん、これらの推論の有効性は、全く確定されるものではない。しかし、それらは、考慮に値するものであり、恐らく社会的、歴史的調査への手掛かりを提供することになるであろう。

現代の福祉法の背後にある社会的態度の烈しい矛盾相克的特質は、これらの態度が原始的な感情や恐れに関連した極めて古い、文化的に幼児期の衝突から起こっていることを指し示している。その感情は、明らかに愛と憎しみである。こうして、社会は、その貧しき者、身寄りのない者、及び能力を欠く者達を同時に愛し且つ憎む。愛の感情は、貧者並びに弱者が、あたかも自立できない子供であるかのように、保護され、看護され、物をあてがわれるべきことを要求する。その要求が充足されないということになれば、もてる者達にとって、持たない者達がいることを知って、共同的な罪の意識が引き起こされるであろうし、その結果として、自分らが有しているものを享受することを妨げられるであろう。貧困者に対する我々の愛は、同情よりはむしろ罪の意識から

【翻訳】

生ずる。こうして、慈善活動は、個人としてのものも、また、国家という家族集合体としてのものも、受け取る側の者への恩恵のためというよりは、むしろ主要には、提供する側の者への恩恵のために行われるのである。「それらの福祉施策は、直接に多くの不運なる人々を改善することよりはむしろ、幸運なる者たちの健康、安全、道徳そして福利を防護するために考え出される。」と述べているテンブレイクは全く正しい。(Id. at 681.)

同時に起こる憎悪は、貧者及び弱者が社会に存在しているということがその社会の存立を脅かす、ということへの恐れ、すなわち、深甚な、原始的で、無意識の恐れを意味している。そのとき、刑罰制裁は、そのような恐れの対象となる者達を統制するために、また、彼らが権力を奪取するという脅威をもたらすほどに成長し、繁茂し、強度を獲得したりすることのないことを確かなものとするために適用されるに違いない。個人が死と絶滅を最も恐れるように、社会は無政府状態と革命を最も恐れるものである。階級としての貧者と依存者は、そのような場合、全体として現実との比例から驚異的で破壊的な力を賦与されることになる。彼らは、身代わりの山羊とされた罪の聖なる受取人となるが、しかし、同時に、恐るべき結果を伴うことなしには破壊され得ない、禁忌された存在である。

こうして、貧者や無能視された者は、精神異常者、知的障害者及び子供（また、若干の社会では奴隷や女性）と同じように、人格なきもの（非人格者：nonpersons）である。非人格者は、いかなる社会においても、その社会的機能、特権及び機会において、その社会の支配的階層にある者と異なる階級として規定される。非人格者は、時として（精神異常者を刑事責任から免除するといったように）特別の考慮が払われるかもしれないが、殆どの場合、社会から引き出されるべき主要な恩恵からは鋭く断ち切られる。特に、非人格者は、自身の運命をめぐっての、あるいは、自らが居住し、所属している社会の運命についての発言権（権力を振るうという意味における）をもつという特権を許されない。それでも、彼は社会から追放されることなく取り込まれ、看護され、養育されるにちがいない。

より勢力的な社会構成員の利益のために、非人格者の能力開発に反対した歴史的先例は、存しないように思われる。実際、非人格者の能力機能等の開発は、精神異常者であれ、貧困者や身体障害者であれ、社会の恒常的な特徴であった。しかし、彼らの直接的破壊は、極めて少数の非典型的な文化、例えば、ナチス・ドイツにおける場合を除いて、禁忌とされてきた。

最近、プラットと共著になる論文の中で、われわれは、古代から精神異常者の刑事責任に向けられた社会と法律の態度は、少年に向けられた深奥の無意識的態度と緊密に結び付けられてきたこと、そして、少年は、愛され、養育されるべき依存者とみなされると同時に、抑制され、飼いや馴らされるべき野獣とみなされてきたこと、を示した。(Platt & Diamond, "The Origins and Development of the 'Wild Beast' Concept of Mental Illness and Its Relation to Theories of Criminal Responsibility", 1 J. of The History of The Behavioral Science 355 (1965).)

我々は、精神異常者の刑事責任についての現在の諸基準は、子供に対して初期の頃に適用されていた諸基準から引き出されるということを示すことができた。精神異常者と子供の双方を、恐るべき野獣であると共に、愛されるべく、寄る辺無き幼者でもあるものとして取り扱うという、社会の矛盾相反的態度と法律上の態度とを結び合わせることの歴史的正しさは、十分に物語られ得る。

第二の論文において、我々は、刑事責任の領域において馴染みのある「善悪」テストを、創世紀の物語の中における、その究極的な神話学的起源にまで立ち戻って跡付けている。(Platt & Diamond, "The Origins of the 'Right and Wrong' Test and Its Subsequent Development in the United States", 54 Calif. L. Rev. (1966).) すなわち、そこでは善悪の認識の木の実の摂取によって少年のような、そして無垢な、それ故非人格のアダムとイヴが道徳的な罪深い人間存在へと変貌するのである。

我々の家族法並びに福祉法体系の発展についての、テンブレック教授の広汎にわたる叙述は (tenBroek, *supra* note.), 私の意見では、貧者、盲目者、能力を欠く者、及び依存者の社会における類似の矛盾相反的地位を支持するように思われる。そこでは、これらの人々は、精神異常者や子供と同様に非人格者なのである。

精神分析的な神経症の理論は、エディプス葛藤を少年の発達における焦点、すなわち、決定的時期であると仮定している。社会的に受容可能な型式の中でエディプス葛藤を解決することができないと、幼児期の性的衝突の残滓が成年時代の中に持ち越されることになり、それから、神経症的自我防御を発達させることを強いられ、徴候形成として表出されることになる。エディプス葛藤は、親と子との間の矛盾相反の衝突の状態を前提とする。種族の繁殖のための性的本能は、若者が愛され供給されることを要求する。しかし、各個の子の成長と発育は、同時に、親が生き残ることに脅威となり、それと競争的関係にある。どの父親も、その息子の潜在的犠牲者である。フロイトは、少年時代の発育のこの普遍的なエディプス局面の起源は、その息子が、文字どおりに、その父親に反旗を翻して殺害した、という普遍的前史的社会的、薄ぼんやりと知覚された何らかの民族の記憶から引き出されるものである、と考えた。(Freud, *Totem and Taboo passim* (Brill transl. 1918).)

原始社会についてのフロイトの理論は、人類学的調査によって決して実証されてはこなかったし、また、あらゆる時代、あらゆる文化においてエディプス葛藤が普遍性を有するというのは、確かに問題のあるところである。しかし、親と子との間の愛と憎しみの矛盾相反の諸態度が、多種多様な文化に極めて広範囲にわたって認められるということ、また、少なくとも我々の西洋文化にあっては、これらの態度がその後の神経症的葛藤と症候形成の根元にあるということを示す、十分な診療的証拠がある。

このような照明の中で眺めてみると、また、精神分析的思索をさらに推し進めてみると、すべ

【翻訳】

ての非人格者、すなわち、子供、貧者、身体障害者、参政権のない者、被差別少数者、犯罪者、罪業者、奴隷（現実的ないし経済的）、及びある場合において、女性は、集合的に父親を象徴する社会の中で、潜在的な勢力があり社会的に完成された構成員との大規模なエディプス葛藤という関係において、象徴的に子を代表するものである。このリヴァイアサンたる父親は、個々の父親がその子供に対して有する烈しく矛盾相反的態度を、社会の子供達、すなわち、さまざまな形態の非人格者に向けて、もっと大規模に複製するのである。こうして、法は、この集合的エディプス神経症を公式的に表現したものとなる。

社会的に無能化された人々に向けられた、法律的に公式化された矛盾相反的態度の内側に隠された、現実的ないし想像上の「神経症的」利益とは何であろうか。社会は、自らが差し出す福祉の受取人を、同時に援助と刑罰を以て取り扱うことからどのような利益を得るのであろうか。ここにおいて、受容と拒絶との間の微妙な均衡が達成されるに違いない、と私は思う。明らかに、もしも社会が端的にその貧者や依存者を拒絶し、彼らが餓死するに任せ、共同体から完全に葬り去るべきものとすれば、そのようなことは、道徳と文明化された行動についての、我々の最古のユダヤ・キリスト教的理想の完全な放棄を意味するであろう。すなわち、「私は兄弟の守り手であろうか。」(Genesis 4 : 9 (King James).) 同じく、旧約聖書から、「汝らその隣人をそれ自身として愛せよ。」(Leviticus 19 : 18 (King James).) その一節は新約聖書の中にも現れている。Matthew 22 : 39 (King James).) また、新約聖書から引くと、「それゆえに、汝が彼らにして欲しいと思うあらゆることを、彼らに対しても為せ。」(Matthew 7 : 12 (King James).) 全体主義社会におけるような剥き出しの例を、我々自身の生涯の内に経験したという野蛮な事実がなかったとすれば、伝統的理想がそのように総体的に放棄されてしまうということに気づくことさえ不可能であったろう。しかし、そのような法外な歴史的特例を阻もうというのであれば、平和的で、文明化された社会は、個人的に、また、集団的にあまり幸運でない構成員に向けられる同情と滋養と愛という態度を取り込まなければならない。人々は次のようなことを仮定しさえするであろう。すなわち、集合的な社会的精神の中には、個人の精神に内在する本能的な起動力と類比できるような、ユートピア福祉国家へ向かう内的起動力が存在する、と。そのような傾向は、確かに深く、そして、古い時代の社会的理想であった。

しかし、それと反対の強力な諸力が存在する。もしも福祉国家が一つの理想であるとするならば、個人責任、自立性、競争は別のもを代表することになる。この理想もまた深く古いものであり、それは、初期の神学上の自由意思の概念から自由企業の近代経済的理論に至るまでの、多くの形態をとってあらわれる。人間は、自分の行動について神と人類に対して応答可能な、有責で、自由な主体である。もしも彼が、罪深さ、貧困或いは無能力の何れかのために自己の社会的義務を果たすことができないとしても、それは彼自身の所業である。彼は、単に自己の逸脱のもたらす結果に苦しまなければならないだけでなく、また、未だ失敗していない者、或いは、その社

会的責務を放棄したい誘引にさらされている者達に対する道徳的見せしめとして、罰せられねばならない、と。個人責任並びに自立性の理想は、強者と権力ある者、すなわち、持たざる者に対立するものとしての持てる者にとって有利である。それは、ダーウィン主義者の社会的生存のための競争、適者と不適者との間の生死の競争を意味する。非人格者は、貧者であれ、能力のない者であれ、犯罪人であれ、精神障害者であれ、或いはまた、単に子供であれ、人格者 (Person) の不可避的な敵対者である。非人格者の存在は、まさに人格者の存立そのものを脅かすものである。非人格者は、人格者の所有、その権力、及びその価値を、また、その究極的生存でさえも、脅かすものであるということを、人格者は無意識裡に知覚する。

我々の伝統的な福祉の法と政策は、不安定な諸力の均衡しか達成しえないように思われる。これらの法政策は、通例、現状を維持するには効果的である。しかし、その均衡は二つの意味で常に不安定である。第一に、持たざる者、非人格者は、いかなる瞬間にあっても、自分らが必要とするものを持てる者達から奪取し、また、手に入れる。その結果するものは、革命と無政府状態ということである。そして、第二に、持てる人々のうちの一隊は敵方に走るかもしれない、ということである。すなわち、持てる人々は、社会の習俗への従順さ、および、その個人的満足 of 放棄を、自分らが達成するであろうと想像される社会的利益のためには、余りに高価すぎるものとみなすかもしれない。彼らは、個人責任と自己信頼の理想を、実際の利益が決して実質化されず、また、その目標が到達を望むには余りにも困難であるところの、偽りであり欺瞞であるとみなすようになるかもしれない。

このような照明の中で眺められると、非人格者への同情や聖書の中の命令を文字どおりに適用することは、極めて危険である。それは、悪くすると革命の前兆となり、よくても確立された価値体系を根こそぎにする。

解決策は、私の意見では典型的に神経症的なものであるが、非人格者に与えることと抑制することによって妥協することである。我々の社会は、その福祉政策を通じて、非人格者に対して同情的である。社会は援助と養育を提供するが、しかし、それは彼らが依然として非人格者のままにとどまっていることを保証する程度まででしかない。非人格者達が、社会秩序を転覆するように誘惑されるかもしれないような地点に至るまで苦しむのを、社会は放置してはならない。同時に、彼ら非人格者は、刑罰的制裁と差別的排除を加えられることを通じて、自分達が非人格者であることを絶えず思いおこさせられるにちがいない。かれら非人格者達は、社会的責務を放棄して隊列に加わるよう誘引されるかもしれない総ての市民にとって、生きた見本であるにちがいない。社会の内にある総ての合法的な人格者 (valid persons) は、敵方への逃亡はただ恥辱と惨めさ、苦痛、そして苦悩を意味するにすぎない、ということ絶えず想起させられるにちがいない。

この神経症的妥協の副次的利得は、テンブレークの記述するように、経済的なものである。(tenBroek, *supra* note, at 676.) 社会の制度化された慈善と同情の財政的費用は、合理的最小

【翻訳】

限度に保たれる。

しかし、この表面的な、そして、意識的に意図された経済的動機の背後には、まさに社会秩序の存立そのものに関する、もっと強力な無意識的諸力の衝突が存在するにちがいない。我々の社会の発達の子供期から生じているこれらの諸力は、歴史的視野の中で眺められた時にのみ意味をなすような、防衛的妥協を引き出す。社会神経症 (social neurosis) の第一の利得は、これら諸力が衝突し合うことを阻止することであり、均衡を維持することであり、また、社会秩序とそれに伴う価値体系の廃絶を避けることである。この意味において、我々は、リヴァイアサンの大尺度に加えて、親と子との間のエディプス葛藤という尺度を有するのである。

神経症の徴候は古い時代からのものである、という大前提の上に、精神分析療法が基礎づけられている。その徴候は、子供の初期の発達期のあいだ中、極めて現実的且つ直接的な、脅威的な感情的諸力、例えば去勢の恐れに対して自我を防御するためのものと考えられる。神経症的自我防御を構築することは、たとえどのように無能であり、苦痛に満ちていようと、自我の最初の建立期にあっては、重要且つ必要な過程である。自我は、その若年の不安定期にあっては、拮抗する強さを持たないし、圧倒的な力との衝突に直面した時、あまり病理学的でないやり方で自らを防御すべき合理性を有しない。子供は、自分自身の犠牲を最小限度にとどめ、また、自尊心の最小限度の損失だけで、抑圧的な感情的衝突の下から抜け出すための、成人の手法、策略、技術を未だ全く学んでいない。これらは、試行錯誤の長い学習過程を通じて獲得されるものであり、成熟した成人にとってのみ活用できる適応の様式である。

しかしながら、子供の未成熟の自我の神経症的防御機構は、その緊迫した必要性のあった時代の後で、自立的となり、その後もずっと持続する。この神経症的防御機構は、子供が青年へ、そして、大人へと発育していく際の、異なった自我の強さというものに考慮を払うことがない。一定の型の神経症的防御の存在そのものが、たとえどのように強かろうと、恐らく感情的災難、殊に性的及び攻撃的衝動から起こる不安と恐れを処理する、より正常な手段を利用するために必要な技術と学習経験を得ることから、成長する自我を引き戻すということなのであろう。言い換えれば、神経症的自我防御は子供を保護するものであるが、しかし、それはまた、さらなる感情的発達を、また、より強力な成人の自我に適した、より効果的な防御の獲得を妨げるものでもある。それ故、神経症的成人の防御機構は、過去の時代の危険に対して防護するために考え出されている防御機構を利用しているわけである。神経症的徴候は、大人の世界の外的現実にはほとんど関連をもたないような葛藤における妥協なのである。それらは、大人の自我が機能することを妨げ、押しさえ付けるので、現実世界との重要な葛藤が懈怠され、或いは、回避されてしまう。

神経症的防御は、中世都市の周囲にめぐらされた高い壁のようなものである。壁は、最初のうちは必要であった。それは、都市の境界線を明らかにし、一つの完結された社会的単位としての連帯感と実体感を与え、都市の敵手であった外側の略奪者たちに対して都市を守った。しか

し、都市が成長するにつれて、都市の機能はその境界を突き抜けるし、その周辺の田舎にいる敵手は消失して既に久しかったし、或いは、多分に都市の中に取り込まれてきていた。今や、壁は、交通を妨げ、スラムを生み出し、さらなる成長を妨げるにすぎなくなる。それでも、壁はそこに現存するので、その壁の存在への適応が為されてきた。都市の一定の要素は、壁の存在に既得の利益をもっている。壁を破壊することは高価につくであろうし、壁が建っていた地面を何人が占有すべきかに関して争いが起こるであろう。さらに、壁は、古色蒼然たるものであり、無用のものであるとしても、都市に一定の性格を与えるものであるし、都市の同一性を保つ重要部分である。壁を引き倒すことは、都市の本質そのものを変貌させるものであったろう。

「神経症的」徴候についてもそうである。また、「神経症的」な社会的防御機構についてもそのようであろう、と私は信ずる。未熟な社会というものは、経済的に信用がなく、統治において不安定であり、極めて現実的なものとして無政府状態と革命の脅威にさらされており、そのイデオロギー的価値並びに社会的理想の形成も仮のものであるに過ぎず、また、不完全に受け入れられるにすぎない。それゆえに、そのような社会は、その不合理な福祉政策に対しても免責されうるであろう。

1601年のエリザベス救貧法は、当時の英国社会にとっては、疑いもなく適切なものであった。(43 Eliz. 1 c. 2 (1601).) しかし、合衆国のような富裕で、強力で、確固として、成熟した国家にとっては、それでは極めて不適切である。我々は、経済的及び社会的に発展した国家として、その福祉救済の受取人に対する矛盾相反的態度をやめるのを許容するために十分なほど強力である。我々の民主的な社会秩序は、もはや突然の転覆によって傷つけられ得るようなものではない。我々の富裕さは極めて大きいので、持たざる非人格者達、我々の社会的子供達にその財産の分与を行ったからといって、その総量が持てる人々、人格の帰属する人々を引き倒すのを許すものではない。我々の社会の合法的な人々は、アウトサイダー達によって、自分らの理想とイデオロギーが腐敗させられることを恐れる必要はない。困窮している子供達の家族への援助が差別的な刑罰的制裁によって達成されるとか、我々を「忍びやかな社会主義 (creeping socialism)」から救うために粗野な道徳的規制が必要である、というように考える必要はない。貧困に対する施策は、我々の自由企業のシステムを破壊するであろうとか、或いはまた、失業老人への福祉的援助は、個人責任と自立性という我々の理想を腐敗させるであろう、といて恐れる必要はない。むしろ、それらは、個人的価値観と尊厳の感覚を低下させるよりも、高めるように与えられることができるものである。我々の国家的自我は強力であり、我々はその社会的神経症を断ち切る余裕があるはずである。

それにもかかわらず、改善に対する抵抗が予期されるべきである。社会的神経症は、個人の神経症と同じほどひどくかたくなである。それらは、容易に捨てられるはずの感情的被覆を極めて多く保存している。また、それらは、我々の社会的同一性の極めて大きな構成要素を代表してい

【翻訳】

る。こうして、我々の福祉政策の刑罰的矛盾相反性を低減しようという新しい諸勧告は、社会主義や共産主義への恐れ、そしてまた、我々の道徳的価値や個人責任の理想の転覆、破壊への極端な恐れというものに出くわすであろう。

極端主義者 (extremist) は、およそ福祉援助のために財貨を供与するには、同時に、社会的な等級の低化 (social degradation)、人間的自由の制限、及び刑罰的制裁措置を講じることが必要である、というであろう。それ以外のやり方で福祉援助を行うことは、破壊的なことになる、と行って威嚇するであろう。しかし、そのような態度は、社会的妄想の症候 (social paranoia) として、また、すべてのものが個人の尊厳をもって参加することのできる成熟社会の発達に反対する神経症的抵抗として、暴き出されなければならない。

今にして、読者は、私が以前に警告したことを、すなわち、社会的態度並びにその法的表現を、あたかもそれらが個人の神経症的徴候であるかのように擬人化することを、まさに行ったことに気づかれるであろう。そのような精神分析的考察は、歴史的ないし科学的事実として考えられるものではない。そうではなくて、むしろそれは、社会の中にありながら欄外の地位を占め、高度に矛盾相反的な社会的態度の受取人であるという共通の分母を有する、甚だしく絶望的な個々人の階級的集合体に関する、社会的、歴史的情報の広範な多様性を秩序づける思想的、概念的枠づけとして考えられるべきものである。

しかしながら、達成されるべき目標は、その目標を明らかにすることに役立つ理論的概念化から独立している、といった興味ある可能性が存在する。精神分析家は、我々の現在の社会福祉の軌轍を、あたかもそれが神経症的病気 (neurotic sickness) であるかのように規定するかもしれない。マルクス主義者が独自の理論を好むであろうということは確かである。また、保守的で厳格な個人主義者の共和黨員は、これらの問題についての自分の意見を構築するにあたって、独自の枠組みをもつことであろう。

しかし、目標は人間とその文化の本質そのものに固有のものである、という合意の上での一致 (consensual agreement) が、すべてのものの中に存しえないであろうか。子供の目標は、生長することであり、社会集団の他の構成員との真正な関係をもった、社会集団の有効な構成員たる大人になることである。刑法並びに家族法を含む社会的諸制度は、この過程を容易なものにすべきであり、さらに、その子供の属する家族、その地域社会、その国家、そして、全人類のほとんどすべての家族と共に、子供達が完成した大人となること (the adult-to-be) を容易にすべきである。

社会福祉立法の目標も同じようにして定義されうる。その目標は、非人格者から人格者を作ることである。リヴァイアサンの子供らを大人に移しかえることである。彼らを円満な市民権を伴うすべての権利、特権、利益の主体として、そしてまた、義務を伴う社会秩序の十全の担い手として、承認することである。そして、その目標に届かないことはすべて失敗とみなされなければならない。